

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N471
2010・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
03(5366)1131 FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

第14回人権研究交流集会まであと4カ月・分科会の紹介

- 日米市民米紙意見広告共同キャンペーンにご協力を…………… 田場 暁生
- ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の基本合意の成立と今後の課題…………… 園田 昭人

裁判員裁判の実相⑧

- 裁判員裁判を経験して— 観客は裁判員、そして、誰もいない主役…………… 漆原 由香

神奈川支部企画

- 油壺の保全に向けて— 行政の市道拡幅計画を撤回させる…………… 金子 祐子
- その後の「うた9」…………… 折本 和司
- シンポジウム「今、平和のために何ができるか～北朝鮮問題を考える」…………… 阪田 勝彦

座談会 「それぞれにとっての法科大学院への期待と現実～神奈川の場合～」

- 横浜市の2009年教科書採択— 市内18区中8区が「つくる会」教科書…………… 小池 拓也



さようなら、あまるべてつきょう余部鉄橋(兵庫県香美町)

第一四回人権研究交流集会まであと四カ月！

人間らしく働き、人間らしく生きるために 人権を守る新しいかたちを求めて

「人間らしく働き、人間らしく生きるために」

人権を守る新しいかたちを求めて」をメインテーマとした第一四回人権研究交流集会の開催に向けて、準備が急ピッチで進められています。分科会では、すでに一〇分科会が名乗りをあげており、創意工夫ある取り組みが行われています。予定されている分科会は、以下のとおりです。

- 裁判必勝法分科会「裁判必勝法PART」
- 平和分科会「米軍基地はなくせるか？」
- 刑事司法分科会「検証 二〇一〇年・刑事裁判の行方」

外国人研修生問題分科会「現代の奴隷制度」外国人研修・技能実習制度」外国人労働者をどのように受入れるべきか」

アスベスト分科会「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」アスベスト被害について国の責任を問う

初めての判決と被害者救済に向けた動き」

憲法二五条分科会「憲法二五条の使い方」人権問題、憲法問題として考える」

生物多様性分科会「社会の持続的発展と生物多様性」

企業分社化分科会「公害加害企業の分社化と企

業の責任」

情報公開分科会「情報を市民の手に」知る権利」をめぐる闘い」

性教育裁判分科会「知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ」七生養護学校」こころとからだの学習」裁判」

「米軍基地はなくせるか？」

平和分科会

この分科会のねらいは、日本から米軍基地を撤去する展望とそのため課題・条件・道筋に

ついて、国内外の経験を踏まえながら、実践的にかつ熱く討論しようというものです。

九万人が参加した四月の沖縄県民大会は、普天間基地の撤去こそ沖縄そして全国の多数の声であることを示しました。しかし、日本政府は国民と米国の間で迷走を続けています。基地は厳然としてあり続け、むしろ、再編強化・米軍と自衛隊の一体化がすすんでいます。さらに、日米安保条約と地位協定が、米軍基地の存在根拠として私たちの前に立ちはだかっています。

今回、パネリストとして半田滋さん(東京新聞

編集委員)、新垣勉さん(弁護士、沖縄弁護士会)、フィリピンからアルニー・フォファさん(弁護士、スービック基地撤去の運動に関与)にご参加いただく予定です(ほかにも依頼予定)。

それぞれのもつ情報、理論と実践を交流する中で、基地撤去への道を照らし出す企画にしたいと考えています。

どうやって基地をなくしてゆくか、ともに語り合いましょ。

(東京 久保木 亮介)

『現代の奴隷制度』『外国人研修・技能実習制度』

外国人労働者をどのように受入れるべきか

外国人研修生問題分科会

本分科会のコンセプトは、外国人研修生問題

の実相に迫るとともに、この問題を通して外国人労働者をどのように受入れるか、というもの

です。

外国人研修制度は、国際貢献の建前を持ちながらも低賃金労働者を受入れるための制度に変わり、さらには、暴力、旅券の取り上げや強制貯金などの前近代的な人権侵害が横行しています。

本分科会では、基調報告として、ジャーナリストの安田浩一さんに、「外国人研修制度の実相とこの制度がかかえる闇を報告していただきます。安田さんは、千葉県木更津市の養豚場で発生した外国人研修生による殺人事件を通じて研修制度の闇に迫った『外国人研修生殺人事件』の著者です。日本のみならず海外でまさに体当たりで取材しており、この問題の第一人者のひとりです。

そして、安田さんの基調報告を踏まえて、パネリストとして、安田さんのほかに、外国人研修生問題弁護士連絡会所属弁護士、市民団体を予定しています。外国人労働者問題という困難な問題をどのように考えるべきか、そのひとつの足がかりになる分科会にしたいと考えています。多数のご参加をお願いします。

(熊本 小野寺 信勝)

分科会の紹介

美ら海・沖縄に 新しい米軍基地を造らないで!

日米市民米紙意見広告共同キャンペーンにご協力を

東京 田場 暁生

一 混迷する普天間情勢を受け、米軍基地問題・環境問題に取り組む日米の市民・

NGOのネットワークで、普天間基地の閉鎖・撤去、沖縄県内などに新しい代替基地を造らせないこと、ジュゴンも棲む美しい沖縄の海や自然を守ることなどを目的に、このたび「JUCON (JAPAN-US Citizens for OKINAWA Network)」を立ち上げました。

キャンペーン第一弾として、沖縄県民集会の直後を目途に米大手紙への意見広告掲載を準備中です(沖縄県民集会にあわせて当初の予定をずらしました)。日本では、ピースデポ、ピースボート、WWFジャパン、グリーンピース・ジャパンなどのNGOに加え、日本環境法律家連盟が事務局となり、青法協からは、名古屋の籠橋隆明会員、沖縄の新垣勉会員が世話人・呼びかけ人として参加しています。

他方、カウンターパートとなるアメリカ側では、平和・環境・女性の権利などのNGOおよび関係者(ACDA(アメリカ保守党防衛同盟)、AFSC(アメリカン・フレンズ奉仕委員会)、国際生物多様性センター、VFP(平和のための帰還兵の会)、メソジスト教会等)などから構成される「NO: (Network for Okinawa)」が立ち上げられました。

二 私は現在ワシントンDCのロースクールに通っており、日米双方の会議に出るなどして、両運動団体のつなぎ役として活動しています。会議には毎回全米からの電話参加も含めて二〇名ほどが参加し、メーリングリストでは毎日数十通のメールが飛び交い、普天間をめぐる政治運動状況などについて議論がなされています。

また、例えば、意見広告の内容について、「広告にはジュゴンのかわいい絵や写真は使わず、戦闘的なものがない」「人種差別を考えると、アジア人の顔だとわかる絵柄はやめた方がいい」等々、日本においてはわからない議論もあり、興味深いものがあります。

三 意見広告では、日米市民・NGO共通の願いとして、基地建設による環境破壊や基地に反対する民意尊重(アメリカ人には、やはり「Democracy」です)などを訴える予定です

が、このような意見広告を米紙に出すことによる米世論および議会・政府関係者、日本の在米メディアを通じた日本の世論への訴えには大きな意味があります。従軍慰安婦問題についての米下院決議の際(の中心メンバーも今回のアメリカでの運動の仲間です)も、このような意見広告と連動した米議会関係者らへの働きかけが効を奏しました。また、今回も「NO:」のメンバーは米議会関係

者への働きかけを繰り返し行っており、それによって米外交委員会アジア太平洋環境小委員会委員長の訪日および(日本の)与党関係者との会談が実現し、現在も米議会に対して公聴会の開催(沖縄の市長・学者・環境問題の専門家らによる証言)を求めているところです。

”NO”には、「小さな政府」を標榜する有名な保守系団体も加わっているため、共和党関係者に対する働きかけも行えています(アメリカのグリーンピース関係者曰く「驚いた。前例のない広がりのある運動だ!」)。さらに、充実した英語HP “CLOSE THE BASE” の制作 (<http://closethebase.org/>)、五〇〇を超える日米の団体が参加しているオバマ大統領および鳩山首相への手紙作戦、学者・著名人らに働きかけてニューヨークタイムズ



などへの投稿(朝日の「オピニオン」欄のようなもの)、FACEBOOK(アメリカ版)に「沖縄に新基地建設反対」のグループの立ち上げ(数一〇カ国からあつという間に一〇〇〇名近くが参加)などインターネットも有効に活用しながら、精力的に活動が行われています。

四

(沖縄の)基地問題は、被害を受けている当事者以外の声がどれだけ大きくなるかにかかっているという過言ではないと思います。日本全国そして世界から連帯の声をあげることも不可欠です。今回も、このネットワークなどを中心に、沖縄県民集会が開かれる四月二十五日前後に、「沖縄に基地はいらない 全国同時アクション」として日本全国で、そしてここワシントンでも沖縄連帯集会が開かれます。

米大統領選で、オバマ大統領の対日外交政策顧問団の一員だった米シンクタンク外交問題評議会のシラ・スミス上級研究員曰く(この人の真意がどうかはわかりませんが)ワシントンポストに掲載予定の意見広告

が「沖縄の反基地運動は、韓国・フィリピンとはつながっており運動について交流しているが、アメリカの団体などつながりが薄い」とのことです。今回の取り組みは、今後のアメリカ・沖縄・日本本土の平和運動をつなぐ大きな礎ともなるでしょう。

五

最後にお願いです。意見広告は財政的にはもう二押しも三押しも必要なのが現状です。青法協会員の皆さま、この運動を拡げることおよびカンパにぜひともご協力いただけると幸いです!(一定の金額を立替払いする予定なので広告掲載後も相当期間カンパは受け付けています)。(振込口座) 以下の口座には一般の銀行からも振り込み可能です。

ゆうちょ銀行(089)当座) 0198250
口座名義: ジュコネットワーク
*前記銀行振込の場合は、可能であれば、お名前とご連絡先を事務局まで別途ご連絡いただけると幸いです。
問い合わせ: JUCOネットワーク事務局(日本環境法律家連盟) JELF(気付)
TEL: 052459-1753(三石)
E-mail: jell@green-justice.com
HP: <http://jucon.exblog.jp/>

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の 基本合意の成立と今後の課題

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟
弁護団長 園田 昭人

一 国賠訴訟の提起

水俣病関西訴訟最高裁判決後、行政認定基準が改められるとの期待が広がり、認定申請者が急増した。

しかし、行政が抜本的な対策を取らないことから、被害者は司法に救済を求めるようになり、二〇〇五年一〇月三日、五〇名の水俣病被害者が、チソン・国及び熊本県に対し損害賠償を求める訴訟を熊本地方裁判所に提起した（ノーモア・ミナマタ国賠訴訟）。

その後も提訴希望者が相次ぎ、二〇陣まで追加提訴を行い、原告数は二五〇〇名となった。近畿・東京においても、転出者が同様の国賠訴訟を提起している。

二 和解協議

原告らは、裁判所での協議による早期・正当な補償を求め続けたが、被告らはかたくなに協議を拒否していた。政権交代後に就任した田島環境副大臣は、二〇〇九年一〇月に水俣市を訪問し、和解協議開始のための事前協議を行う意向を表明した。原告らは、環境省との数回の事前協議を経て、二〇一〇年一月一日、熊本地裁に和解勧告を要請した。その結果、水俣病裁判史上はじめて国が参加した和解協議が実現し、二月一二日、同月二六日の協議を経て、熊本地裁は、三月一日、解決所見を示した。

原告らは、同月二八日の原告団総会で解決所見の受け入れを決定し、国・熊本県・チソンも

受け入れを決め、同月二九日、基本合意が成立した。

三 裁判所の解決所見

救済対象者の症状要件は、一九九五年政治解決（以下、「政治解決」という）より範囲を広げ、四肢末梢優位の感覚障害だけでなく全身性の感覚障害、口周囲の感覚障害も対象にした。曝露要件については、地域を広げるとともに、地域外についても汚染魚介類を多食したことを明らかにすれば対象になることにした。出生時については、昭和四四年一月まで約一年広げた（それ以降の出生者でも科学的データがあれば対象となる）。

救済対象者の判定方法は、和解協議において



基本合意成立の立旗をかかげる弁護団と原告
(2010年3月29日・熊本地裁門前)

設置する原告側推薦の医師二名、被告側推薦の医師二名、両者合意の座長一名で構成する第三者委員会が判定し、判断資料は、原告側の医師団が作成した共通診断書と公的診断書(第三者診断結果書)を対等に扱うものとした。

支給内容は、一時金、療養手当、医療費、団体一時金で構成され、一時金は一人当たり二一〇万円、療養手当は月額一万二九〇〇円、一万七七〇〇円、医療費の自己負担部分を補償、団体一時金は総額二九億五〇〇〇万円と

いう内容である。

さらに所見は、国・県が取り組むべき施策として、地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、健康不安者に対する健康フォローアップ事業の実施をあげ、被告に対し、責任とおわびの表明、その具体的表明方法の検討を指示した。

四 基本合意の評価と今後の課題

原告らは、水俣病関西訴訟最高裁判決に基づく解決を求めてきたが、解決所見は、責任に基づく被害者補償を内容とするもので、同判決より救済範囲は広がり、一時金、療養手当、団体一時金を考慮すると給付水準も同水準といえる。

基本合意は、水俣病の裁判史上はじめて国を解決のテーブルに着かせ、国にも解決を模索させ、裁判所の調整を経て実現したものである。この結果、原告側医師も加わった第三者委員会方式によ

る判定が実現し、原告提出の共通診断書が対等に扱われることになった。これまで行政が独占してきた水俣病被害者の選別を打破した点で画期的である。

このような基本合意を勝ち取ることができたのは、全国の公害被害者・支援者の支援、医師団との強い連携、原告団の一枚岩の団結があったからである。

政治解決で終わったとされた水俣病問題は、解決へ向け大きく動き出した。二〇一〇年五月一日に水俣市で開催された水俣病犠牲者慰霊式には、鳩山首相が参加し、責任とお詫びの表明を行った。

今後、基本合意とこれに基づきまとめられた原告外の被害者に対する救済措置方針に基づき、補償がすすむことになる。対象者は、数万人におよぶと想定される。原告らとしては、基本合意に基づき、原告全員の救済の実現をめざすとともに、潜在被害者の救済のために、不知火海岸住民の徹底した健康調査の必要性を訴え、残された課題に取り組んでいきたい。

会員の変わらぬご理解とご支援をお願いする次第である。

裁判員裁判を経験して

観客は裁判員、そして、誰もいない主役

あいち 漆原 由香

一 はじめに

この原稿を書いているのは、裁判員裁判の公判期日を三週間後に控え、二日後に行われる最後の進行協議期日までに、提出すべき書類はとりあえず出したぞ、と一息ついている時点です。

登録二年目、フツの若手弁護士が、裁判員裁判をやるというだけで、こんなところに記事を書かせていただいていたのかと冷汗三斗(れいかんさん)の思いです。

二 事案の概要

本件は、不況で会社をクビになり、所持金も底をついた五〇代後半の身よりのない男性(以下、「Dさん」という)が、二〇〇九年一〇月上旬のある日の真夜中、将来を夢んで長屋の自室に火を

つけ、長屋を全焼させたうえ、隣地の大家さん

宅も半焼させたという現住建造物等放火の事案です。Dさんは、放火の際、両腕をナイフで自傷しており、それぞれ五針と七針を縫うケガをしています。長屋は古い木造平家建てで全二室。隣の部屋に住んでいた青年が焼け出されてしまいました。また、わずかな賃料収入だけで暮らしていた大家の老女は、これからの生活の糧を失ってしまいました。

このような事件を起こしてしまったDさんの弁護を、高畑アクセス法律事務所の尊敬する平松清志先生と一緒に担当させていただくことになりました。

三 弁護方針

(1) 本件は自白事件で、被害弁償もできず、

情状証人もいません。

Dさんは三歳から児童養護施設で育ち、発達障害や軽中度の知的障害があるにもかかわらず、まじめに働いてきました。弁護団としては、過酷な生い立ちにも負けず、Dさんがこれまで道を踏み外さずにがんばってきた点を、裁判員に一番分かってもらいたいと考えました。

そこで、被害者あての謝罪文、Dさんが育った児童養護施設の児童台帳、小・中学校の通知表、Dさんが療養手帳の対象者であることを証明する報告書、Dさんの負傷状況を明らかにする医師の供述調書や写真、Dさんの友人の供述調書を弁護側から請求することになりました。

児童台帳はDさんの成長記録が日記形式で綴られているもので、入所してから中学を卒業して施設を出るまで、Dさんがどのように成長し

できたかがよく分かります。

Dさんの友人は、供述調書でDさんの人柄についてとても良いことを言ってくれているのですが、Dさんに頼まれて、燃えてしまった長屋の賃貸借契約の保証人になっていたため、むしろ被害者の立場になってしまい、情状証人として出廷していただくことは難しい状況です。

弁号証のうち、Dさんの負傷状況を明らかにする医師の供述調書や写真類は、類型証拠開示請求をして入手しました。

(2) 弁護側請求証拠を決める際に問題となったのは、児童台帳とプライバシーの問題です。

弁護団としては、Dさんの発達障害がよく分かる資料として、児童台帳をできるだけ原文のまま裁判員に読んでほしいと考えました。しかし、昔の記録なので「低能」「魯鈍」「怠惰」などの言葉がひんばんに登場しており、これを公判廷で大きな声で読み上げることは、かえってDさんを苦しめるのではないかと悩みました。

結局、「低能」「魯鈍」といった言葉は極力削る判断をしましたが、これらの言葉は、当時のDさんが施設の人たちからどのように評価されていたかを端的に示すものです。言葉を削ってし

まうと、その辺りの空気を裁判員に感じてもらえないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

四 公判前整理手続

(1) 本件では、二〇一〇年一月上旬から公判前整理手続が三回、進行協議が三回行われました。公判前整理手続は、最初の二回はDさんにも出廷してもらいました(三回目は、座っていても何が行われているかさっぱり分からないので嫌だと言い、出廷してもらえませんでした)。

(2) 乙号証の採否

乙号証の証拠意見は、当初「必要性なし」としました。裁判員裁判が標榜する口頭主義の原則に立ち返り、Dさんに聞けることは法廷でDさんに聞くべきじゃないか、と考えたためです。

しかしこの意見に対しては、検察官・裁判官双方から強い説得を受けました。立証事項をすべて被告人質問で聞くには時間がかかりすぎる、刑事法三二二条で乙号証が採用され、被告人質問の後で検察官が朗読することになると、裁判員にとって分かりにくい……。結局、弁護人は押し切られる形で同意せざるを得ませんでした。

たしかに本件では、乙号証を検察官が朗読することに具体的な不利益はありません。しかし、時間や分かりやすさという理由が先行して、原

理原則がなし崩しになってしまふのは警戒しなければいけないと思います。進行協議の場では、「いかに分かりやすくするか」に重きがおかれすぎて印象を受けました。

(3) 抄本化

抄本化というのは、裁判員は法廷外で証拠を見ないという前提のもと、証拠調べを時間内に終えるため、原証拠から必要部分だけを抽出して統合報告書を作成することです。検察官は、請求証拠のほとんどを撤回して、黒紐で綴られた分厚い甲号証を、ホチキスで留められるくらいの分量に減らしてしまいました。

弁護人側も、三〇分の予定時間内に朗読できるように、弁号証の大幅なスリム化を要求されました。特に、前述の児童台帳は大部なため、必要部分を厳選してデータ化し、主任弁護人あての報告書の形にまとめました。

しかし、児童台帳を丹念に読むと、発達障害や知的障害が示されている部分以外にも、Dさんの成長の様子が本当に生き生きと書かれているのです。三歳からの記録ですので、他の子より歩みは遅いけれども、一人で服を着られるようになったことや、字が書けるようになったことも記録されています。Dさんはこんな風に成長してきたんだな、よくがんばってきたんだなということは、児童台帳を通して読まないと、体感できないと思う

裁判員裁判の実相

⑧

のです。それなのに、エッセンスだけを抜き書きして障害のところだけを強調することで、果たして裁判員に伝わるのかと不安を感じています。

五 今後の予定

ともかくも弁号証を作成して音読してみると、特に、音読みの語句は耳で聞いて分かりにくいので工夫が必要だと分かります。今後練習を繰り返す中で、読むスピードに合わせて、パワーポイントで漢字を表示するとか、易しい言葉に言い換えるなどの対策を取りたいと思います。

今後は、冒頭陳述、弁論要旨、被告人質問の作成のほか、パワーポイントや裁判員用の手控えの作成もしなければなりません。リハーサルも必要です。すでに行った抄本化の作業も含めると、作業量は通常裁判の五倍以上になると思います。

これらの時間、本当はDさんに会いに行く時間に使うべきなんじゃないの、とふと疑問が湧いて悲しくなったりします。

六 そして二件目

そうこうしているうちに、四月上旬、傷害致死の被疑者国選が舞い込んできました。

裁判員裁判の実相

⑧

傷害致死は裁判員裁判対象事件ですが、法定刑が三年以上の有期懲役ですので、刑事訴訟法三七条の五に定める被疑者国選の複数選任事件ではありません。そのため、被疑者段階は国選弁護人が一人で担当し、起訴されてから複数選任を申し出ることになります。

しかし、自白しているとはいえ共犯者の多い複雑な事案であることに加え、起訴されれば裁判員裁判対象事件として複数選任されるのだから、捜査段階から複数で付いた方がより充実した弁護ができるのではないかと思いました。

かかる事情を愛知県弁護士会に相談したところ、法テラスの「特別援助」の制度を利用していただくことができました。これにより、起訴後の複数選任を予定している二人目の弁護士について、法テラスから援助がなされます（援助額は刑事被疑者援助と同程度になるようです）。二人目の弁護士は「弁護士となろうとする者」の資格で接見することになります。本件では、当事務所の北村栄弁護士に就任してもらうことになりました。

七 裁判員裁判を担当してみても

(1) まず、私が違和感をもったのは、証拠を作るという作業です。時間や分かりやすさの制約の中で、原証拠が切り貼りされた状態で裁判員に提

示されます。建前は「抽出する」だけだから証拠価値を損なうものではないといいますが、どうして原証拠を見ないで判断が下せるのだろうか、と素人的な疑問を抱いてしまいます。

(2) また、大幅に勾留期間が延びることも問題だと思えます。本件では二〇〇九年一月に逮捕されましたが、公判は五月中旬です。資力のないDさんは保釈もかなわず、半年もの間、ただひたすら拘留所で過ごしているのです。

(3) しかし、私が一番強く感じていることは、「被告人が置き去りにされている」という点です。被告人と向き合う時間が後回しになって、パフォーマンスのための準備ばかりが過ぎていきます。

私は学生時代演劇をやっていたのですが、裁判員裁判の準備をしていると、脚本を書いてセリフを覚えて……と、お芝居を作っていたときの感覚が蘇ってきます。観客は裁判員です。そして主役は、誰もいないのです。

八 ささげ

私の裁判員裁判一件目、二件目はこのような感じで試行錯誤しながら進んでいます。

恥ずかしながらお示しした前述の弁護活動は、とうてい万全なものとはいええず、反省すべき点が多々あると思います。今後には生かすためにも、諸先輩方のアドバイスをいただければ幸いです。

神奈川支部企画

神奈川支部企画

油壺の保全に向けて

— 行政の市道拡幅計画を撤回させる



アカテガニ、アカサシガメ、カワセミなどの珍しい動植物が生息し、四季を肌で感じる場所が神奈川にもまだ残っている。それが、油壺湾である(写真1参照)。

油壺湾は、天然の地形がほとんど壊さず残され、湾口から奥まで豊かな自然が残っている湾である。その油壺湾の自然が、マンション建設計画及びそれにもなう市道拡幅計画により壊されようとしている最中(写真2参照)、油壺湾に面してヨットの修理工場を営む日高さんが「緑の油壺を守りたい!!」と立ち上がった。弁護団と運動体が連携を図りながら、行政の市道拡幅計画を撤回させた事件を報告する。

□ 事案の概要

三浦市は、開発業者が計画するマンション建設の建築確認に必要な接道条件を満たせるた

め、昭和四〇年代に検討された(計画にも至っていない)拡幅計画を取り出し、市道の拡幅計画を決定した。そして、三浦市は、市道用地を所有する神奈川県に県有地譲渡申請を行い、拡幅工事代金として業者と元地主から合計五二〇

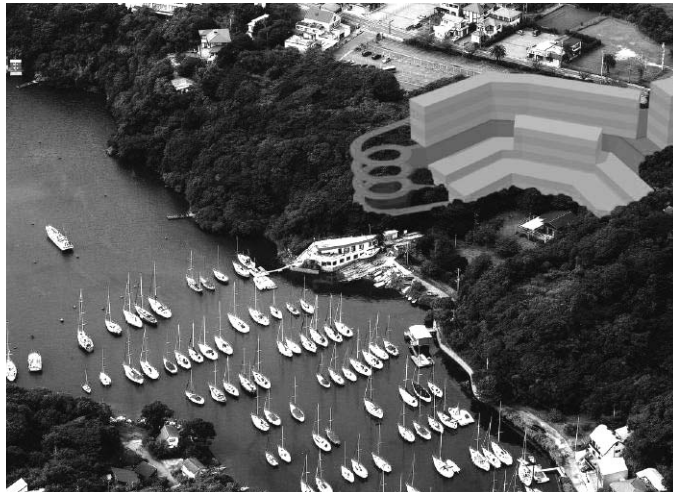
〇万円もの寄付を一般寄付と称して受け取り、拡幅のための予算も議会が議決した。

三浦市が拡幅を計画する市道は、車一台がようやく通れるほどの幅が狭い市道である。そのような市道が拡幅されれば利便性があると思われるかもしれないが、三浦市の計画は接道条件に必要な取付部分だけを拡幅するだけで、それ以外の部分は放置されるような内容であり、利便性があるようなものではない。

また、この市道を唯一使用する日高さんが「拡幅の必要はない」と訴えても、三浦市は「安全と防災のため」と計画を着々と進めようとしていた。正に業者へ便宜供与を図るための「偽



(写真1)



(写真2)

装公共事業」だったのである。

□活動の内容

弁護団を悩ませたのは、まずどういう法律手段をとるかであった。

日高さんの訴えはもつともであったが、形式的には三浦市が行う公共事業であり、どの程度実態を立証できるか、そもそも立証のために必

要な資料がどの程度集まるか、「緑の油壺を保全する」ためには誰を相手にすれば一番効果的かなど課題は山積みであった。

まず、日高さんに情報公開請求を行ってもらう一方、弁護団は、二〇〇八年四月に、情報公開請求の非公開処分に対する異議申立、同年六月に、三浦市及び神奈川県に対する内容証明郵便発送、第一次情報公開請求訴訟などを行っていった。

情報公開によって、三浦市が、拡幅計画にと

もなう看板設置、隣地駐車場倉庫工事契約締結などしたことが明らかになったため、二〇〇八年八月には住民監査請求の申立なども行った。

二〇〇八年七月には、市民団体である「緑の油壺を守る会」が発足した。同会は、三浦市へ陳情書を提出するだけでなく、パンフレットを作成して署名活動を行ったり、油壺を写した写真展を開催したりと、今まで関心のなかつた市民に対しても、油壺の自然が破壊されようとしていることを伝えていった。

このような動きを受けて、地元紙「三崎港報」が、市政に問題を投げかける形で報道し続けた。二〇〇八年一月には、地元団体である小網代地区や観光協会が拡幅計画に反対し、県議会へ陳情してくれるなど「緑の油壺を保全する」動きは広がりを見せていった。

弁護団も、二〇〇八年一〇月、第二次住民監査請求、第一次住民訴訟を提訴するなど法的手段を講じていった。

□緑の伐採

緑の油壺が破壊されようとしていることが一定程度周知され、法的手段を講じられながらも、三浦市は、「拡幅工事は公共事業であり開発業

神奈川支部企画

者への便宜供与ではない」との態度に終始した。いま弁護士や運動体が行っていることが、果たしてどの程度効果をあげているのかが見えない状況の中、突如二〇〇八年一月、伐採が三日にわたり敢行された。

業者から工事開始の通知が金曜日に行われ、週末にかけて工事が行われたため、弁護士としてすぐに対策を講じるなどできないまま伐採が一部行われた。

いままでもやってきたことの成果が目に見えないまま、樹木が一部であれ伐採されてしまったという現実を目の当たりにし、日高さんをはじめ弁護士は、第二次情報公開請求、第二次住民訴訟を提訴しつつも、この先どのような方針で進めていくか暗中模索の日々が続いた。

劇的な展開

二〇〇九年一月十八日、この問題をTBS「噂の東京マガジン」が全国報道した。関心を持った視聴者から励ましと情報提供の手紙がきたりと、弁護士にはわかにかに元気を取り戻していった。

それに対して、業者も三浦市に対し、市道拡幅工事の進捗状況を内容証明郵便にて問い合わせし、三浦市も業者に対し拡幅実現に向けて

「鋭意努力する」と回答するなど、動きが急速に進んでいった。

三浦市が拡幅計画を強行するかと思われた中、二〇〇九年二月二三日、三浦市は、市道拡幅に来年度予算をつけない旨発表し、同年三月一日、業者には「(寄付に)重大な錯誤があった」ので寄附金を返納すると回答するなど、事態は劇的な方向へと展開していった。

二〇〇九年三月二三日、臨時議会にて寄付返納の補正予算が議決され、拡幅計画を告知する看板は撤去され、同月二五日、三浦市は神奈川県に対し、県有地取得依頼を正式に取り下げた。住民訴訟の中で、三浦市から日高さんへ、「市道整備事業の中止等について」という通知が出されたのを受け、日高さんは、二〇〇九年一月二五日、住民訴訟を取り下げた。

その後

二〇〇九年が明けてからどうして劇的な展開があったのか、正直なところその理由は定かではない。

しかしながら、やれることをこつこつと地道に正直にやっていく、そんな姿勢が実を結んだことは確かである。正直なところ、日々の訴訟活動をどうしていくかだけではなく、「緑の油

壺を保全する」という全体的な解決に向けて、今後どうやって方針を立てていけばよいか、日々悩むばかりであった。しかし、現地を訪れるたびに、自然の豊かさに触れ、日高さん家族や緑の油壺を守る会の油壺に対する熱い想いに触れ続けられたからこそ、ここまでやってこれたのではないかと思っている。

もつとも、現在は、三浦市が県有地取得依頼の取り下げをした直後に、業者が削岩工事を敢行し、日高さんが騒音性難聴と診断された。それにもかかわらず、業者がなお削岩工事を敢行しようとしたため、業者に対し工事差止仮処分を提起し、審尋中である。

最終的な解決は先の話ではあるが、緑の油壺の保全に向けて精一杯取り組んでいきたい。



その後の「うた9」

神奈川 折本 和司

一 「うた9」って何？ という人のために

青法協神奈川支部会員を中心として二〇〇四年に結成され、オリジナル曲を中心とした音楽活動に取り組んでいた「歌う9条の会バンド」略して「うた9」だが、その後音沙汰がないなあと思っている方々（うた9？ 何それ？ と思っ
ている方々のほうがむしろ多いかもしれません
が……）に、久々に、「うた9」の活動報告です。
まず、うた9（以下は、カギ括弧をつけるのが面倒なので、やめます）とは何でっか？ という方々のために、おさらいとして、うた9の活動の歴史をちよろりと披露します。

うた9とは、有事立法策定の議論が巻き起こり、集団的自衛権、憲法九条改正などの論調が

声高に語られる中で、九・一一同時多発テロが勃発し、ブッシュJr, sアメリカによる大義なきイラク侵攻とそれに盲従的に追従するアホな小泉、s日本政府という図式における、非常に危険な風潮に抗うべく誕生した、弁護士バンドです。

うた9誕生秘話（なんて大層なものではないが）については、以前、機関紙「青年法律家」か何かに書いた気がするのですが、詳しくは、それを読んでいただくとして（まあ、わざわざそれを探し出して読むようなヒマ人はいないか……）、簡単にいうと、「いろんな平和集会を企画しても、興味のある人しか来ないので、あんまり意味ないじゃん。そんな集会に来ないような人たちに向けて、直接訴えかけるような活動をするようにしないの」ってな感じと、もう一つは、「こういう活動って、やるほうが楽しくないと思え
いかんねってことで、自分たちが楽しいと思え

るような活動をやるうじゃないの」ってな感じで、始まったわけです（この言いだしっぺの一人は、名前は言いませんが、いま、自由法曹団の全国の事務局長をやっています……って人名を隠す意味ないけど）。

二 うた9のメンバーと活動歴を ちよろりとご紹介

うた9は、最初に書いたように、青法協神奈川支部会員を中心として構成されているのですが、メンバーは、メインキャラとスーパーサブなんて感じで、やや流動的だったりします。特に、働き盛りだけど、全然稼げなくて、さらにメチャクチャ忙しくなったり、あるいは会務に忙殺されたりなんてことも皆無（ここは笑うとこです）じゃないだけに、メインキャラだったはずのメンバーが、いつの間にか、スーパーサブになったり、裏方に回ったりすることもあつたりして、ここ二年くらいの活動の停滞は、そういういった事情が影響してたりします。

特に、元気に活動していたころは、私生活に悪影響が出そうなくらい甘いボーカルの小賀坂徹、照れ屋のくせにステージに立つと豹変する、熱いボーカルの栗山博史、めっちゃお人好しな人柄そのままに真面目にリズムを刻むベースの

神奈川支部企画

井上泰、向上心はさほど高くないが、プライドは結構高いドラムの菊地哲也、そして、いつかプロデビューと高校時代から言い続けてきて、早三十数年も経ってしまった究極の狼中年、不肖折本に加え、本当はドラムもベースもメチャ上手くて、明らかに道を誤った、マルチなスーパーギタリスト今井史郎、無宗教のくせに横浜弁護士会のジューザス・クライストを自認する、罰当たりな、合いの手兼スーパーサブボーカル鈴木健といった、多士済々なメンバーを巻き込みつつ、山下公園を皮切りに、通称ジャックと呼ばれる開港記念会館(全国版なので、ついでに豆知識。キングは神奈川県庁旧庁舎、クイーンは横浜税関です。横浜観光の際は、ぜひお訪ねください)、そして、9条の会、鳥取での日弁連の人権大会(その節は、鳥取の先生方、本当にお世話になりました。蟹が美味しかったなあ……)等々、あちこちに出没し(そうそう、青法協の常任委員会の余興で、中華街のお座敷で演奏したこともありました。あれはちょっと悲しかった……)、グワシ!(古っ!)な演奏を披露していたわけです。

そうそう、忘れちゃいけない。うた9のような、メジャーをめざすようなスーパーバンドには、優れたマネージャーがいるものですが、ご他聞に漏れず、うた9の場合は、時に、つやつ

やした声でバックコーラスをも務め、横浜弁護士会でも、重要な会務というべき○○同好会を主催もしている芳野直子(実は消費者委員会の委員長でもあります……)、そして、独特の解釈と独特なリズム感で知られる不思議キャラ関守麻紀子(最初に作った9条缶バッジのデザインは秀逸でした)という、二人の強烈、いや強力なマネージャーに支えられているわけですから、長いメンバー紹介だ。

三 うた9のパーティー

うた9の真骨頂は、何といっても、珠玉といえるほど、完成度が高く、ちゃんとレコーディングすれば、ヒットチャートを賑わすに違いないオリジナル曲、そして、何よりも、替え歌も含め、歌詞に籠められた、聴く人の魂を揺さぶるような熱いメッセージです(自分でそこまで言うかと批判はあるでしょうが、メジャーをめざす以上、このくらい強気でない……)。

たとえば、「アメリカのイラク進攻で、無差別に殺される人々を見て、祈っているだけじゃダメだ」と熱く訴える「平和の詩」(実際、この曲の作詞作曲中には、小賀坂が、私の作った歌詞を、そういった意味に書き換えて歌っています)、原爆の爆心地に架かり、投下の目標にさ

れたとされる、相生橋から眺める街の風景と、そのそばで実際に起きた悪夢のような被爆の哀しみを歌った「相生橋」(それは、私にとつての原風景でもあります)、当時の、教育基本法の改悪の動きに対して、理想を掲げて生きることの大切さや、子どもたちの心の自由の大切さを熱く謳い上げる、ハマシヨもびつくりの、BY栗山の熱いロックナンバー(MO「エムオー」)など、ホント、良い曲づくめなのです。

ほかにも、日の丸君が代を教育現場で強制され、さらには、いろんな意味でスポイルされ、しんどい思いをしている学校の先生への応援歌である「頑張つてよ!ティーチャー」、鈴木健の作詞で、日本の憲法を守ろうというメッセージに乗つけたビギンの「島ぬ人の宝」の替え歌などもあります。

四 うた9の活動はなぜ停滞したか

二年前までは活発だったうた9の活動が、そのころを境に停滞してしまった、その最大の理由は……まあ、いろいろあります。

いくつか考えられることとして、青法協のあちこちの支部でも同様のことが起きているでしょうが、青法協活動なんかを積極的にやっ

る人間は、どうしても、青法協だけじゃなく、弁護士会や自由法曹団とか、いろんなところで役割を期待されたりすることが多く、現に、小賀坂は、二〇〇八年四月から去年の三月まで弁護士会の副会長をやりました(似合わないと思うんだけどなあ……)。二〇一〇年の四月からは栗山が副会長です(こっちは似合ってるかも……)。

井上泰は、刑事弁護センターの事務局長にならされちゃったし……。

まあ、そういうこととか、メンバーによって私生活の乱れ……じゃなくて変化……とかもあるけど、やはり、うた9活動停滞の最大の理由は、うた9が活動を開始したころと、その後の政治状況とかが少し変わってきてしまったことだと、ちよっぴりシリアスに分析してみます。憲法9条を改正して、国民を戦争に駆り出せるような法制度を作ろうという意図が見え見えの当時の自民党政府が、首相を変えるたびに勝手にずっこけて、そういう機運が表面上は薄れてしまったことが大きかったのかなと、今は感じてはいるわけです。

でも、俯瞰して、日本の状況とか、世界の状況を見ると、根っここの部分ではほとんど変わっていないのではないか、あるいは、多少は希望を抱けるような状況になっている部分があるに

しても、オバマにせよ、日本の民主党にせよ、目に見えるところで、変革を実感できなければ、オセロゲームのように、事態は悪い方向に向かってしまっているのではないか、むしろ、その場合は、反動で前よりもっと平和や人権を軽視する風潮がより強まるのではないかとという危惧が、私の心の中では、日に日に強まっています。

五 うた9再始動!

なわけで、うた9は再始動します。

今は、とにかく、これまで作って演奏した曲を、最低でも二曲程度はCDにすることを最優先の目標にしようと考えています(ちよっと前まではアルバムを作ろうなんて考えてたんだけど、いきなり富士山は無理だから、まずは丹沢辺りから行かないと……)。

CD化についても、実際には、パソコンを使って打ち込みで行こうかなんてことも考え(実際には、メンバーでそんなことをできるやつはいません)、いろいろと試行錯誤してはいたのですが、何とか、夏までには、合宿でもやって、CDを完成させ、そしたら、まずは、うた9の

生まれ故郷とでもいべき山下公園あたりで、路上ライブを再開し、その先には、夢のメジャーデビュー&さらに大きな夢の印税生活(こ

は笑うところではありません!)が待ってるかも……。

先日、私の人生の師であるジョン・レノンの長時間インタビューDVDを見ていたところ、一九七〇年代初頭の人権状況やさまざまな活動と権力との闘争といった話が出ていたのですが、話しているのが、ジョン・レノンでなくて、話の中に、ベトナム戦争とか時の政治家の名前とかが出てこなければ、そのまま、今の時代状況の話をしているんじゃないかと錯覚しそうになりました。

おそらく、人類は、常に、そういう綱引きを繰り返しているのだと思うし、平和、そして、人権が踏みにじられないような世の中の実現のために、不断の努力が絶対に必要なのだと思うわけです。

私たちが、うた9で始めた試みは、私たちが抱き続けるべき理想の実現のための不断の努力の一つとして、きつと意味があると信じて、これからも、メッセージを発信し続ける存在でありたいと思っています。

応援、よろしく!!!

シンポジウム

「今、平和のために何ができるか ～北朝鮮問題を考える」



神奈川 阪田 勝彦



講演をする蓮池透氏

神

奈川支部では、二〇一〇年二月二〇日、拉致被害者の蓮池薫さんの兄である蓮池透氏と防衛省関係に詳しい東京新聞記者の半田滋氏をお招きして、シンポジウム「今、平和のために何ができるか～北朝鮮問題を考える」を開催した(写真)。

神奈川支部として、今回のシンポジウムを開催することにしたのは、一つは、かつて日本が朝鮮半島を併合した年からちょうど一〇〇年にあたるということ、一つは、わが国において平和をテーマに考えるとき、朝鮮民主主義人民共

和国(以下、「北朝鮮」とい

う)の核問題は避けては通れない問題であると考えたことにある。

そして、わが国の政府は、北朝鮮の核問題など北朝鮮政策は、常に北朝鮮による拉致問題を絡めて行われているという現実があり、この複雑に絡み合った「北朝鮮問題」について、「拉致」の当事者である蓮池氏はどのように考えているのか、また、北朝鮮の核問題をは

じめとした北朝鮮脅威論について、防衛省付きの新聞記者である半田氏のお話をお伺いしようというのが本企画の趣旨であった。

最初に蓮池氏に約一時間ほど単独で講演をしていただき、その後、蓮池氏・半田氏で対談という形でシンポジウムは進化した。しかし、すべての話を紹介するのは紙面上困難なので、蓮池氏の講演から抜粋でご紹介することとする。

蓮

池氏の講演は、弟で拉致の被害者である薫さんや家族が帰国後どのような生活を

送ってきたのかについて語られるところから始まった。

拉致被害者は、拉致被害者支援法という法律



で一定金額の補償を受けながら生活をしている。夫婦で月二四万円、子ども一人につき三万円

代からの政府のご都合主義の逃げ口上となっているものであるという。

の補助が出る。しかし、同法律は五年間の時
限立法であり、その期限は、二〇一〇年の三月で切れるが、薫氏は延長されることを望まないという。周囲では、税金によって生活が賄われている、子どもたちは試験免除、学費免除でいいな、などと揶揄され、外食などしやうものなら「税金でめしくってやがる」などという言葉を浴びせられることもある。ましてや、遊興費などにお金は絶対に使えない。

そもそも、核・ミサイル問題と拉致問題はまったく性格の異なる問題であり、包括的な解決は無理である。核・ミサイルの問題が解決すれば自動的に拉致問題が解決するわけではなく、逆もまたそうである。拉致問題は、日朝関係プロパーの問題であり、包括的ではなく、拉致問題単独で解決せねばならない。特に、核・ミサイル問題について協議する場である六者会合の場面で、日本が拉致問題をことさらに取り上げて六者会合を混乱させるのは、問題である。

薫氏は、現在、自立して日本と北朝鮮を見返してやりたいという。北朝鮮に対する気持ちはともかく、日本政府に対しても愛想を尽かしている。

鳩山総理は、北朝鮮に誠意がある行動をとれば、日本もこれに応ずるとあたかも北朝鮮側にボールがあるような言い方をしているが、ボールは日本側にある。北朝鮮に対し、受け身ではなく自らがどのような行動をとるかによって、北朝鮮側の行動を促すべきである。

次に、民主党政権下での北朝鮮外交についてのお話がなされた。

この七年間、北朝鮮外交は、悪い方向にしか行っていない。核、ミサイルの問題はもとより、拉致問題もまったく解決する糸口さえ見えなくなっている。北朝鮮がなぜ日本を相手にしなくなったのか、何を怒っているのか北朝鮮側について分析してみる必要があると思う。

ほとんど報道がなされなかったが、二〇〇九年九月二四日、国連総会の一般演説で、鳩山総理は、平壤宣言に則り、拉致・核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を誠意をもって清算して国交正常化を図るとした。

民主党は、自民政権が行ってきた北朝鮮外

しかし、これは蓮池氏によると、前政権時

民主党は、自民政権が行ってきた北朝鮮外

神奈川支部企画

交政策を総括する必要があるであろう。

ま た、政府が現在行っている経済制裁については、

経済制裁をすれば、北朝鮮は悲鳴をあげて日本に助けくれと拉致被害者を差し出して謝ってくる、だからわれわれは大きく窓を開けて待つているんだというのが経済制裁の理由であった。窓をあけて三年以上がたったが、北朝鮮が窓にとびこんでくることはなかった。北朝鮮は、経済制裁の影響はほとんどないといっているし、仮にあつても、今の状況で日本に謝るくらいなら死んだ方がましであるといっている。当時の政府が、経済制裁にこだわったのは、拉致問題に対する姿勢が逃げであったからではないか。家族会のいいなりに経済制裁を実行したことを言い訳に、タフで面倒な交渉を回避したパフォーマンスにしか見えてこない。

講演はさらに続き、マスコミの問題、小泉政権下における裏話などにいたったが、ここでは割愛する。

最 後のまとめで蓮池氏はこのように語った。

九・一七以降、拉致問題という部分だけを取り上げて一方的に北を糾弾しているように思えます。北に対する怒りや憎しみ、それは私も分かれます。ただ、大きな歴史を俯瞰したうえで、この拉致問題というものをとらえてみる必要があるように思います。

北朝鮮は、日本に対して、怒りと憎しみを持っています。お互いその怒りと憎しみをぶつけあっても私は何も生まれないというふうに考えます。

過去の清算という非常に曖昧です。私はこれを具体化して、準備して、そして今までの過去の清算云々といわれると腰砕けになっていた日本政府は、これを準備して堂々と交渉を行うべきではないか。そうすることによって、北朝鮮が調査委員会を真剣にやるインセンティブとなるのではないかと思います。そのためには、過去の清算ということについて広く国民の皆さんに説明し、理解と支持を得なければならぬというふうに思っています。

【追記】

半田氏のお話しも面白かった。一点だけ紹介しておきたい。特に、二〇〇九年四月五日の北朝鮮ミサイル(人工衛星)発射事件の際の、

PAC-3 配備の騒動である。

蓮池「市ヶ谷にPAC-3 置きましたよね。あれは北の方を向いていたと思うんですけど、当たったらいいですよ、でも当たったら破片は日本に落ちてくるんじゃないですか」

半田「実際にPAC-3を撃った被害がどんなふうになるのかは、新宿区役所の人がものすごく熱心に調査していて、その報告がありました」

その新宿区役所の報告は、「ちょうど(PAC-3が)向いている先に二〇階建てか三〇階建ての高層マンションがあつたんですよ。マンションにあたるかという、上空で命中しようが外れようが自爆装置もあるので大丈夫。でも確かに破片は当然市街地に落ちてゆくでしょう。」

でも安心してください。新宿区にはおちませんから」

ブラックジョークのような本当の話である。

【座 談 会】

それぞれにとつての法科大学院への
期待と現実
～ 神奈川の場合～

司法制度改革に基づき、法科大学院の制度が開始してから丸六年が経過しました。この六年間で、法科大学院に対して関係者が抱いていた期待や問題点が顕在化し、また、これまで議論されてこなかったような問題点も見えてきたように思います。そこで、教授や学生として神奈川県内の法科大学院に関わってきた弁護士らで、法科大学院への期待と現実について、ざっくばらんな意見交換を行いました。

出席者

- 森田 明(三四期)
飯田 学史(新六一期)
若松みずき(新六一期)
K (神奈川県法科大学院修了生)

一 自己紹介

金子 本日、司会を担当する五九期の金子祐子です。よろしくお願ひします。まずこれまでの経歴を簡単に教えてください。

森田 三四期の森田明です。神奈川県法科大学院で二〇〇四年から実務家教員(みなし専任)をしています。弁護士としては、医療過誤訴訟・情報公開訴訟・住民訴訟などを主に扱っ

ています。法科大学院ではこのような経験を活かし、法曹倫理・情報公開法・医事法・民事演習・公法演習・リーガルクリニックなどを担当しています。

飯田 新六一期の飯田学史です。私は、大学卒業後アルバイトをしながら旧司法試験を受験していました。二五歳で試験に落ちたのを機に、法曹への道をあきらめ都内の専門学校に教員として就職したのですが、二〇〇三年ころ、母校の神奈川県法科大学院ができると聞き、も

う一度司法試験をめざしてみるかと思ふと受験勉強を再開しました。しかし、一度再開すると昔を思い出して火がついてしまい、結局、二〇〇四年二月に専門学校の職を辞め、その年の四月に神奈川県法科大学院既修コースの一期生として入学し、現在にいたっています。

若松 新六一期の若松みずきです。そもそも、

神奈川支部企画

私が法曹をめざしたのは、折M弁護士(青法協神奈川支部会員)との出会いがきっかけなんです。横浜法律事務所にいた坂本堤弁護士が私の弟の医療過誤事件の代理人弁護士をしてくれていて、坂本先生がお亡くなりになってからは、I田弁護士と折M弁護士が事件を引き継いでくれました。そのときに折M弁護士から「お前は弁護士になれ！」と強く薦められて。そのときは高校三年生で、当時私は理科系クラスで医学部への進学を考えていました。でも、折M先生が熱心ないうものだから、つい試験直前に文転(理科系から文科系に転向すること)してしまい、横浜国立大学の経済学部へ進学しました。経済学部ですから、学内に司法試験の受験勉強仲間はおらず、一人で勉強していました。でも、独学で勉強するのに限界を感じて、横浜国立大学法科大学院に既習者として進学しました。

K Kです。二〇〇九年に司法試験に合格しました。都内某大学の経済学部を卒業後、神奈川大学法科大学院に進学しました。コースは三年制の未修者コースです。私は、高校の時から法律を使う職業に興味があって、大学受験でも法学部をめざしたのですが、行きたかった大学の経済学部だけしか合格しなかったの、大学では経済学を専攻することになってしまいました。大学在学中は大学生らしい生活を満喫してしま、法律の勉強はまったくしませんでした。それでも、大学三年時にやっぱり法律家になりたいと思い直して、大学卒業後ストレートに神奈川大学法科大学院に入学して今にいたっています。

一一 期待どおりだったこと

金子 法科大学院に入ってみて実際に期待どおりであった、あるいは期待以上だったということがあれば、お聞かせください。

森田 私は、自分自身が関心のある分野を勉強してみたかった(実務では事件に追われて、場当たりの対処になってきたことに悔いがあった)こともあり、法科大学院の教授になる話をお受けすることにしたのですが、六年間やってきて、法科大学院の教員の仕事は私の当初の予想以上に面白かったです。もともと神奈川大学は自治体行政の分野に重点をおいているのですが、私もこの分野に強い関心があったので、研究者と交流ができたり、希望したとおり自分で勉強する機会を持つこともできました。

法科大学院の授業のためだけではなく、自分の取り組んだ事件を基に論文を書くなど、大学内外でさまざまな発表の機会にも恵まれました。一般的に言っても、学者と実務家との交流

を深められることで、今後、法律学のあり方は変わっていくのではないのでしょうか。

K 私は、ほぼ一〇〇%未修者として法科大学院へ進学したので、法科大学院への期待は、「合格できる力を私につけてくれ！」という今となって考えると、とても勝手でも過大なものでした。もっとも、ほぼゼロからのスタートで、答練以外は予備校を利用せずに合格できたわけですから、このような期待は決して過大で

* 神奈川県内の法科大学院

神奈川県内にキャンパスを持つ法科大学院は、神奈川大学・関東学院大学・桐蔭横浜大学(東京にもキャンパスあり)、横浜国立大学の四校で、いずれも小規模校に分類される。

横浜国立大学法科大学院は、定員は当初五〇名、現在四〇名。これまでの合格者は六二名。二〇〇九年の合格率は二割五分で、県内法科大学院随一の合格率を誇る。

神奈川大学法科大学院は、定員は当初五〇名、現在三五名。これまでの合格者は二一名。最近の合格率は一割を下回る。

はなく、法科大学院での勉強を通じて、合格に必要な実力をつけられたのではと思います。ですから、この点については期待どおりでしたね。

金子 具体的に、合格に必要な実力をつけるのに何が役にたつたと思いますか。

K 森田先生の演習をはじめ、うちの大学院のいくつかの授業は、意図的に学生に自分の頭で考えさせる授業でした。新司法試験を実際に受けてみて確信しましたが、試験で求められているのは、自分の頭で法的に考える力と、考えたことを適切に表現できる能力だと思います。こういう授業は効果という点では即効性に欠けるため、学生からは賛否両論あるようですが、考える習慣を自然に身に付けさせてくれた授業はあとから思うとすごくためになりました。

もともと、合格のためには授業だけでは不十分で、自分で勉強する必要があります。私の場合、先輩や同級生とのゼミを組んでいました。この点について、神奈川大学法科大学院は、教授や先輩との距離がすごく近くて、わからないところはすぐに質問でき、合格者や学者に答案を気軽に見てもらえる環境がすごく整っています。こういうところは、小規模校ならではの利点で、期待以上でしたね。

若松 横浜国立大学のよかった点も同じです。あと、横浜弁護士会との関わりが深く、法

科大学院在学中から、さまざまな弁護士と身近に接することができたのはよかったですね。

飯田 私の場合、法科大学院での収支が黒字となったことは期待以上でした。司法試験は、今までも司法試験ならぬ、資本試験などと揶揄され、ある程度の資力がなければ受験勉強すらままならない試験であると言われていました。これがさらに法科大学院を修了しなければならぬとなると学力ややる気以上に資力も必要になる。こういった点が法科大学院制度への反対意見として言われていました。

私の場合、法科大学院入学時には結婚して家庭を持っていたため、資力問題は切実でした。そのため退職と同時に妻の扶養家族に入れてもらうなど、普段の生活は緊縮財政で乗り切るところを決意していました。しかし、実際入ってみたら、給費制度や奨学金制度のおかげで、受け取った奨学金などが支払った学費を上回る黒字になりました。私立の法科大学院は学費が高くて資力のある者しか在籍できないという誤解もあるようですが、実は成績に応じて学費の減免制度がある場合が多いので、こういう制度を利用すれば資力に不安があっても法科大学院へ進学することは十分可能だと思いました。

若松 いままで一人で勉強してきた私にとって、同じ目的を持って一緒に勉強する仲間がで

きたことが法科大学院での一番の収穫です。

飯田 私も、法科大学院に入学して、始めの半年はもう一度学生に戻って勉強ができる喜びで本当に楽しかった。当時はクラスのほとんどが合格すると信じて(誤解したままで?)いたので、受験のための勉強よりも、試験にはおおよそでない勉強、例えば、自治体経営論や法社会学の授業に夢中になったり、学部の臨床心理学の先生に協力していただいて、クラスの仲間内で「リーガルカウンセリング(法律相談)におけるカウンセリング技法」を勉強する自主ゼミを開いたりした。

そのころは、よい意味で新司法試験は旧試験と異なり純粋な競争試験ではないと勘違いしていたので、受験とはまったく関係のない分野ばかりを熱心に勉強していましたね。もともと二〇〇四年の秋に朝日新聞の一面に新司法試験の合格者を八〇〇人にするという記事が出てからは、大慌てで「受験勉強中心生活」に方向転換しました。

でも、あの時自主ゼミを組んでいた同級生のほとんどが司法試験に受かって法曹になって、まさにリーガルカウンセリングな毎日を送っていることを考えると、受験勉強一辺倒の法科大学院生活を送らなくてすんだことは結果的によかったです。

神奈川支部企画

三 期待に反していたこと

金子 では次に、法科大学院に入って期待はずれだったことはなんでしょうか。

飯田 研究者と実務家との共同授業というのが法科大学院の授業の特徴としてあるのですが、これがあまりシックリいっていない授業もありましたね。

若松 私の場合は、授業については、法科大学院は当初(特に二期生に対して)応用力とか実務能力をつけさせることを目的とした授業を展開していたように思うのですが、教わる側からすると、基本的な力もないのに応用力を磨くための授業をされても困惑するだけでした。いま聞けばとても価値がある授業だと思うけど、当時は「ブタに真珠」でした。

森田 むしろ最近では、合格率の低下から、教員が学生に遠慮して、試験に結びつきやすい授業内容を選んでしまっているように思うんです。本当はもっと実務的だったり、じつくりと考えさせる授業がしたいんですけど。

若松 司法試験に合格した後に法科大学院に通うことができいいのでは。基本的な法律知識も解釈の能力も身についた段階で、実務的な勉強をしたり、最先端の勉強をしたり。

森田 年々、神奈川大学もそうですが新司法試験の合格率が低下しているのは非常に残念です。合格率が低くなることは確かにはじめから言われてはいましたが、顕在化したことの影響は大きく、法科大学院の魅力を減らし、多様な人材を集めることが困難になっています。

当初は、例えば、外国人の人権問題を専門に扱いたいと考え本校に入学する学生が多数いましたが、そのようなはつきりとした目的意識を持った学生が大きく減っているのが現実です。私は自分がやってきた情報公開とか医療訴訟について専門性を持つ若手を少しでも増やしたいという希望がありました。期待していたような結果になっているとはいえませんね。飯田さんや、Kさんには期待しているけどね。飯田・K はい、がんばります。

四 法科大学院に関するその他の問題点

金子 そのほか、法科大学院制度に関する問題点などがあればおっしゃってください。

森田 法科大学院に対する評価が合格者数や合格率中心になったことから、小規模ながら特色ある教育活動をしてきたところが評価されず、自然とそのような活動がつぶされていって

いるように思うのです。例えば、神奈川大学は地方自治、外国人の人権などについて積極的に取り組みをしてきましたが、だんだんこういうことに力を入れにくくなっている。他校でも、小規模ながら特色ある取り組みを試みたところほど苦戦しているようです。

また、法科大学院受験者の総数自体が著しく減って、小規模校では入試の受験生自体が集まらない。神奈川大学では、今年、去年の入学者は二〇名ほどで定員を下回っています。それでもこれは入試倍率二倍を何とか維持した結果なのですが、地方の学校では、応募者が定員を下回ることも珍しくなくなっています。

五 これからの法科大学院に対する期待と課題

金子 これから、皆さんが法科大学院に期待することがあったらおっしゃってください。

K 法科大学院制度には批判もありますが、私にとって法科大学院で学んだ三年間は充実していたし有意義でしたから、法科大学院制度はこれからも続いてほしいと思います。

飯田 新司法試験の合格者減少のために社会人から法科大学院に進学する人は激減しましたね。私と一緒に入学した人の半数以上が社会人

経験者でした。ぜひ、志を持った社会人経験者に法科大学院に入学してもらって法曹をめざしてほしいですね。また、卒業後も法科大学院で情報収集や研究ができればいいですね。

若松 たしかに、弁護士になった後に、改めて受けた授業がありますからね。合格率の減少から法科大学院が新司法試験の受験資格を得

るだけのための存在になってしまうのは、とてももったいない。実務家が法科大学院と協力できる体制がとれるといいですね。

森田 本来、法科大学院は、法曹界のレベルアップや市民のアクセス拡大のためにさまざまな役割があるはずですが、現在はさまざまな困難を抱えています、何とかこれを乗り越えて、

本来期待されている機能を果たすようになってほしいと思います。

金子 ありがとうございます。だいぶおなかもすいたので、今日はこの辺で……。

全員 では二次会へ行きましょう！！

一年の満州事変に至る部分を引用するとどめる。

自由社教科書は、「中国の排日運動と協調外交の挫折」を二頁にわたり記述した上、次のように述べる。

「昭和初期の満州には、すでに二〇万人以上の日本人が住んでいた。その保護と関東州および満鉄を警備するため、一万人の陸軍部隊（関東軍）が駐屯していた。関東軍が、満州の軍閥・張作霖を爆殺するなど満州への支配を強めようとすると、中国人による排日運動もはげしくなり、列車妨害や日本人への迫害などが頻発した。さらに日本にとって、北にはソ連の脅威があり、南からは国民党の力もおよんできた。こうした中、関東軍の一部将校は満州を軍事占領して問題を解決する計画を練りはじめた。」（一九六頁）。

これに対し、たとえば、帝国書院（二〇〇五



一 自由社発行の教科書採択

二〇〇九年八月四日、横浜市教育委員会は、二〇一〇年度から二年間、市内一八区のうち八区で使用する教科書として、「新しい歴史教科書をつくる会」が関与する、自由社発行の中学

校歴史教科書を採択した。

同社の教科書を採択したのは、全国でも横浜市が唯一である（除私学）。

二 自由社教科書の内容

ここでは紙幅がかぎられているので、一九三

神奈川支部企画

年採択では一八区中一二区で採択)は、「世界恐

慌と各国の選択」に二頁、さらに「日本経済の行

きづまりと世界恐慌」に一頁を割いて欠食児童

や娘の身売りにふれたうえ、次のように述べる。

「(不景気による)生活の苦しさの解決を求め

て、労働争議・小作争議は激しさを増しました。

また、民衆のなかで、資源の豊かな『満州』の支

配を進め、不景気を解決しようとする声もしだ

いに高まってきました。」

参照)。

政令指定都市の場合は、指定都市の区の区域

またはその区域をあわせた地域に、採択地区を

設定しなければならず(同法一六条、横浜市中

学校の場合、二〇〇一年までは一〇採択区、二

〇〇五年、二〇〇九年は採択区の小規模化を推

進する閣議決定を踏まえ一八採択区(つまり、

全一八行政区がそれぞれ採択区)となっていた。

なお、横浜市では、二〇一〇年以降は一採択

区、すなわち、全市で同一の教科書を採択する

こととされたが、前記一六条との関係など多くの

問題がある。

採択は通常四年に一度行われる(同法施行令

一四条)が、学習指導要領が改訂された場合な

どはこのかぎりではない(中学校の次回採択は

二〇一一年)。

二〇一一年)。

二〇一一年)。

二〇一一年)。

二〇一一年)。

二〇一一年)。

三 教科書採択手続き

教科書の採択権限は、公立学校で使用される

教科書については、その学校を設置する市町村

や都道府県の教育委員会にある(義務教育諸学

校の教科用図書は無償措置に関する法律一〇条

1) 歴史教科書のみ事務局案を示さず

2) 〇〇五年採択は、二〇〇九年採択同様の手

続きによつていたところ、二〇〇五年採択にお

いては、審議の際、事務局案として「●社が最

も適合する採択区 ▲区、■区……」といった

案が示されていた。実技教科では実質的な質疑

のないままこうした事務局案が示され了承され

ていた。

四 二〇〇九年採択手続きの問題点

1) 歴史教科書のみ事務局案を示さず

二〇〇五年採択は、二〇〇九年採択同様の手

続きによつていたところ、二〇〇五年採択にお

いては、審議の際、事務局案として「●社が最

も適合する採択区 ▲区、■区……」といった

案が示されていた。実技教科では実質的な質疑

のないままこうした事務局案が示され了承され

ていた。

育の専門家とは限らない以上、現場教師等の意見を踏まえた事務局案は有用と思われる。

二〇〇九年の歴史教科書採択においてのみ事務局案が示されなかったことには疑問が残る。

(2) 無記名投票

従来公開されてきた採決が無記名投票とされ、教育委員六名のどの委員がどの教科書に投票したのか明らかにされないまま、歴史教科書は採択された。

後に情報公開された投票結果は次のようなものであった。

A…すべての区で自由社に投票した委員―二名

B…すべての区で自由社に投票しなかった委員

―一名

C…自由社を特にふさわしいとする評価項目がある九区につき自由社に投票した委員―一

名

D…自由社を特にふさわしいとする評価項目がある九区のうち三区につき東京書籍に投票

した一方で、自由社を特にふさわしいとする評価項目がない九区のうち七区につき自

由社に投票した委員―一名

E…自由社を特にふさわしいとする評価項目がある九区のうち四区につき東京書籍、一区

につき帝国書院に投票した一方で、自由社

を特にふさわしいとする評価項目がない九

区のうち二区につき自由社に投票した委員―一名

D・E各委員の投票はどのような観点に基づくのか興味深い。無記名投票のためどの委員に説明を求めるべきか不明であるのが残念である。

(3) 答申に沿わない採択

二〇〇五年採択では、「教科書取扱審議会」答申に沿った事務局案に基づき採択されたにもかかわらず、二〇〇九年採択では歴史教科書に限り答申には沿わない採択、すなわち、推薦項目がいないしゼロの区で自由社が採択されている。

教科書採択は、基本的には教育の専門家・子どもと向き合い教科書を使用する現場の教員の裁量に委ねられるべきであり、現場の意見が答申であるならば、これを尊重すべきだと思ふ。

教育委員は、議会の同意のもと、市長に任命されたという民主的基礎を有するが、その権限は、現場教員の裁量権の濫用をチェックするという形で抑制的に行使されるべきである。

五 ねごと

自由社教科書を推す立場の人々は道徳を強調する。

しかしながら、「人に迷惑をかけない」「悪いことをしたらそれを素直に認めて謝る」というのは、最低限の道徳ではなからうか(自分が実践できているかはここでは棚上げする)。

アジア太平洋戦争に真摯に向き合うことなく道徳を説く人々の真の目的は、道徳にはないと思ふ。

【追記】横浜市教職員組合が自由社版歴史教科書を使う際の課題をまとめた資料集を組合員に配布したところ、二〇一〇年五月、市教育委員会は、同組合に「警告」を行った。



▼本号は神奈川支部担当というところもあり、地元ネタ満載でお送りしました。ただ、各問題点ほどの地域

でも問題とされていることだと思ふので、議論の参考にしていただければと思います。▼うたりは、ここ数年新人歓迎会での演奏のみの活動となっておりますが、ご要望があれば喜んで演奏いたしますので、その際は神奈川支部にご連絡ください。(神奈川 金子祐子)